

## 令和 2 年度 基本評価における政策評価実施方針（案）について

### 1 一次政策評価について

政策評価基本方針第 2 の 1 (4) 及び (5) の規定により、基本評価における一次政策評価を実施する。なお、評価に当たっては、総合計画に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施する。

### 2 二次政策評価について

政策評価基本方針第 2 の 1 (4) 及び (5) の規定により、基本評価における二次政策評価を実施する。なお、評価に当たっては、令和 2 年度基本評価における一次政策評価の基本的な考え方を踏まえるとともに、政策目標への貢献度や実効性の確保を重視した点検・検証を行うものとする。